

指定養成所の変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

設置者の氏名及び住所  
(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び  
代表者の氏名)

指定養成所の変更の承認を受けたいので、歯科技工士法施行令第11条第1項の規定により申請します。

記

1 指定養成所の名称及び位置

名 称	
位 置	〒 電話：

2 承認を受けようとする事項又は事由

変 更 の 事 項 (該当する番号に ○を付けること)	(1) 学則(修業年限に関する事項) (2) 学則(学科課程に関する事項) (3) 学則(生徒の定員に関する事項) (4) 校舎の各室の用途及び面積
変 更 前	
変 更 後	

3 変更の予定年月日

年 月 日

4 変更の理由

(備考)

この申請書は、変更を行おうとする6か月前までに提出すること。

年度事務等職員、教職員及び学生の実況調書

養成所名 \_\_\_\_\_

1 事務等職員の状況

整理番号	氏名	年齢	職名	専任、兼任及び常勤、非常勤の別	職務内容	備考
		歳				

2 教職員の状況

整理番号	氏名	年齢	担当科目	担当年月日	専任、兼任及び常勤、非常勤の別	最終学校及び卒業年月日	免許資格及び取得年月日	年間担当時間	学校教育法第9条該当の有無	現職	備考
		歳				年月	年月	時間			

3 生徒の状況

区分	1学年	2学年	3学年	計
定員				
現員	名	名	名	名

(作成上の注意)

- 1 一教員が、複数の科目を担当する場合及び1学年、2学年等を担当する場合は、それぞれの年間担当時間が判るように記入のこと。
- 2 認可後に変更になった教員については、整理番号を○で囲み、本人及び所属長の就任承諾書、履歴書、免許証の写、発表文献の写等教員資格が確認できる資料を添付すること。なお就任承諾書については、様式第1号によること。
- 3 担当科目は学則に合わせた表現とし、その細目についてはカッコ書(例：解剖生理のうち解剖のみを担当する場合は「解剖生理(解剖)」と記入すること。)とすること。
- 4 現職欄には養成所専任者はその職名を、兼任者は専任職名をそれぞれ記入するものとする。
- 5 変更承認申請にあたっては、変更しようとする年度分を変更届出にあたっては、現在分をそれぞれ作成のこと。
- 6 生徒現員が入所定員を超過している場合は、その超過となった理由及び今後の具体的改善計画を内容とした「定員超過の理由書」を添付のこと。

(変更承認申請に係る提出書類)

- 1 変更承認申請書
- 2 変更について法人の決定を確認できる書類(議事録の写し等)
- 3 学則の新旧対照表(変更事項(1)、(2)又は(3)の場合)
- 4 新学則(案)全文(変更事項(1)、(2)又は(3)の場合)
- 5 旧学則全文(変更事項(1)、(2)又は(3)の場合)
- 6 授業実施計画表(変更事項(1)、(2)又は(3)の場合)
- 7 事務等職員、教職員及び生徒の状況調書(変更事項(1)、(2)又は(3)の場合)
- 8 機械器具、標本及び模型等目録(様式第1号に準じる。)(変更事項(2)又は(3)の場合)
- 9 図書目録(様式第1号に準じる。)(変更事項(2)又は(3)の場合)
- 10 校舎各室の用途及び面積一覧表(校舎部分に変更がない場合に限る。)(変更事項(2)又は(3)の場合)
- 11 校舎の平面図(校舎部分に変更がない場合に限る。)(変更事項(2)又は(3)の場合)
- 12 地域歯科医療関係者との協力体制を確認できる書類(変更事項(3)の場合)
- 13 変更後の指定養成所の周辺の地図(校舎移転の場合に限る。)(変更事項(4)の場合)
- 14 養成所の教育環境の状況を確認できる書類(校舎移転の場合に限る。)(変更事項(4)の場合)
- 15 校舎の各室の用途及び面積に係る新旧対照表(変更事項(4)の場合)
- 16 校舎の増改新築にかかる資金計画書(変更事項(4)の場合)
- 17 校舎が消防法及び建築基準法を遵守していることを確認できる書類(変更事項(4)の場合)
- 18 校舎の新旧配置図(新部分は赤で、旧部分は青で囲み表示すること。)(変更事項(4)の場合)
- 19 校舎の新旧平面図(18と同じ表示をすること。)(変更事項(4)の場合)
- 20 その他の変更事項を確認できる書類

(注意事項)

- 1 書類の編綴順は、整理番号順とすること。
- 2 「11 校舎の平面図」及び「19 校舎の新旧平面図」については、寸法、面積の積算、電気、ガス、水道、採光、換気、給湯設備の状況を明示すること。
- 3 「14 養成所の教育環境の状況を確認できる書類」については、養成所の教育環境が適当であるか否かを判断するための資料とするので、その状況を具体的かつ詳細に記入すること。
- 4 「16 校舎の増改新築に係る資金計画書」については、手持資金又は借入金の別を明示し、手持資金の場合は、法人の余剰金の状況等その額を確認できる書類を、借入金の場合は、養成所分を除く法人経理上の返済計画等を明らかにした書類を添付すること。
- 5 「20 その他変更事項を確認できる書類」については、必要に応じて提出すること。